



2013年8月1日 第2013-42号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日から

雇用保険・基本手当日額変更

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更～

8月1日から、雇用保険の基本手当日額が変更されました。雇用保険の基本手当日額は雇用保険法第18条の規定により、年度の平均給与額が上下した場合は、その比率に応じてその翌年度の8月1日以降の金額が変更されます。今回の変更は、平成24年度の平均給与額（「毎月勤労

統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成23年度と比べて約**0.5%低下**したことに伴うものです。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金の上限額等も変更になりました。

【賃金日額・基本手当日額】

8月2日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,880	12,810	6,440	6,405 (▲35)
30～44歳	14,310	14,230	7,155	7,115 (▲40)
45～59歳	15,740	15,660	7,870	7,830 (▲40)
60～64歳	15,020	14,940	6,759	6,723 (▲36)
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,320	2,310	1,856	1,848 (▲8)

【高年齢雇用継続給付】

8月分の給付金から変更

①支給限度額： 343,396円 → **341,542円 (▲1,854円)**

②最低限度額： 1,856円 → **1,848円 (▲8円)**

③60歳到達時の賃金月額：

上限額： 450,660円 → **448,200円 (▲2,460円)**

下限額： 69,600円 → **69,300円 (▲300円)**

【育児休業給付】

8月分の給付金から変更 上限額： 214,650円 → **213,450円 (▲1,200円)**

【介護休業給付】

8月分の給付金から変更 上限額： 171,720円 → **170,760円 (▲960円)**

【雇用調整助成金・1日あたりの金額】

賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更 上限額： 7,870円 → **7,830円 (▲40円)**